

西宮市立公民館使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立公民館条例（昭和36年西宮市条例第11号。以下「条例」という。）及び、西宮市公民館条例施行規則（昭和36年西宮市教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）に基づき、西宮市立公民館（以下「公民館」という。）施設等を広く市民の社会教育活動及び地域コミュニティ活動の場として利用に供するため必要な事項を定める。

(施設等の定義)

第2条 この要綱において、施設等とは、条例別表（第4条関係）の各室及び規則第7条に規定する設備の他、公民館に備付けの備品等をいう。

(使用各室の定義)

第3条 各室の定義は、別表第1のとおりとする。

(使用制限)

第4条 次の各号に該当するときは、使用を許可せず、又は許可を取り消す。

- (1) 条例第3条第2項第1号から第4号に該当するとき。
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的達成に支障があると認められるとき。
- (3) 使用料の滞納があるとき。
- (4) 使用人数が2人以下のとき。
- (5) 飲酒・飲食を主たる目的とするとき。
- (6) 小学生以下の者の使用で、保護者等の付添いのないとき。また、中学生だけの使用で、保護者等の同意書のないとき。
- (7) 近隣に迷惑がおよぶおそれのあるとき。
- (8) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第8条に規定する暴力団を利すると認めるとき。
- (9) その他公民館長が使用を不相当と認めるとき。

(使用時間)

第5条 施設等の使用時間は、休館日を除き条例別表のとおり午前9時から午後10時までとし、同表の各区分で使用許可する。

(使用料の納付)

第6条 口座振替の方法により使用料を納付する場合は、後納することができる。

- 2 口座振替による使用料の納期限は、規則第3条の規定による公民館使用許可書に記載された使用年月日の属する月の翌月20日とする。ただし、納期限の日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日を納期限の日とする。

(使用申請書受付基準)

第7条 施設等の使用申請の受付は、別表第2のとおりとし、使用する公民館へ使用許可申請書（規則別表第3様式第1号）を提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織等を使用する方法による使用申請（以下「電子申請」という。）の場合は、この限りでない。

- 2 電子申請の受付は、別表第3のとおりとする。
- 3 電子申請を行った者が、現金により使用料を納付する場合は、別表第3に定める標準処理期間（以下「処理期間」という。）内に、使用する公民館の窓口において別表第2の受付時間（以下「受付時間」という。）内に、使用内容の確認を受け、使用料を納付しなければならない。但し、電話連絡により使用内容の確認を受けた場合、中央公民館で納付（午前9時～午後8時）することができる。
- 4 電子申請を行った者が、口座振替により使用料を納付する場合又は使用料を免除されている場合は、処理期間の受付時間内に、電話等の方法により、使用する公民館から使用内容の確認を受けなければならない。
- 5 前2項の場合において、処理期間内に使用内容が確認できない場合又は使用料の納付が無い場合は使用の意思が無いものとみなし、不許可の扱いとする。但し、教育長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 6 前項の不許可又は許可を取り消した場合、予約システムによる表示又は口頭による通知を行う。

(使用区分数)

第8条 施設等の使用は、原則月12区分以内とする。ただし、公民館定期使用グループ等については別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、公民館長は、各公民館の使用状況により必要があると認めるときは、使用区分数を月12区分以内に制限し、又は月12区分を超える使用を認めることができる。
(使用取消しの申し出)

第9条 規則第6条第1項に規定する使用の取消しの申し出は、使用する公民館の窓口において、受付時間内に行わなければならない。但し、口座振替により使用料を納付する場合は、中央公民館の受付時間内に電話連絡したうえで、電子申請により行うことができる。

(減額・免除基準)

第10条 減額・免除するグループ・団体等及び減額免除基準は、別表第4のとおりとする。

2 新たに減額・免除を受けようとするグループ・団体等は、西宮市立公民館使用料減額・免除取扱申請書及び同申請書に記載の関係書類を提出しなければならない。

3 承認されたグループ・団体等のうち、継続して承認を受けようとする場合は、西暦遇数年の4月末日までに更新申請を行わなければならない。

付 則

この要綱は、平成6年10月1日から実施する。ただし、第8条の規定は、平成7年1月4日以後の使用にかかるものについて適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成15年4月28日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項別表第3の規定にかかわらず、平成18年7月使用分から平成20年6月使用分について、改正前の別表第3上記以外の登録グループ・団体の項の規定に該当するものうち上記以外の登録グループに対しては、使用料及び冷暖房料等実費弁償費を減額することができる。この場合において、減額・免除基準は、次の各号に掲げる使用分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 平成18年7月使用分から平成19年6月使用分まで 30%減額

(2) 平成19年7月使用分から平成20年6月使用分まで 20%減額

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年3月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第8条の規定は、平成28年9月1日以後の使用に係る区分数について適用し、同日前の使用に係る区分数については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

室名		定義
一般室	集会室	会議、実技等多目的に使用する部屋
	講堂	集会室と同様の使用を目的とし、多人数に対応できる部屋。ただし、夙川公民館は、ホール仕様。
	和室	集会室と同様の使用を目的とする部屋。ただし、和室としての使用になじまないものは制限する。
特定目的室	実習室	調理実習を主たる目的に使用する部屋。
	工芸室	美術、工芸等を主たる目的に使用する部屋。
	茶室	茶会等に使用する部屋。
	集会室 《地域団体優先》	会議等に使用する部屋。 *ロビーを間仕切ることにより集会室としても使用できる部屋を含む。

別表第2（第7条関係）

使用区分	受付開始日	受付日時	受付開始日が土・日・休日の場合
一般使用	使用日の属する月の前々月の1日(1月は4日)からとする。	(受付日) 月曜日～金曜日(中央公民館は月曜日～土曜日) ただし、休日及び12月29日～1月3日までは除く (受付時間) 中央公民館を除く公民館は午前9時～午前12時及び午前12時45分～午後5時 中央公民館は午前9時～午後5時15分	翌日が受付開始日
公民館定期使用グループ及び公民館定期使用団体	使用日の属する月の3ヶ月前の一般使用受付開始日の翌日からとする。		翌日が受付開始日 ただし、中央公民館は日・休日の場合のみ翌日を受付開始日とする。
公民館事業(主催及び推進委員会)	随時		—
西宮市生涯学習の振興に向けた公民館使用事業の募集及び使用許可に関する要綱の規定による使用			
教育委員会が別に定める場合	教育委員会が別に定める日からとする。		翌日が受付開始日 ただし、中央公民館は日・休日の場合のみ翌日を受付開始日とする。
公用	随時		—

(注) 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

備考

- 夙川公民館のホールの申込みは、次のとおりとする。
 - 一般の使用申込日は、使用日の属する月の3ヶ月前の5日(1月は7日)からとし、5日(1月は7日)が土・日・休日の場合は翌日からとする。
 - 登録グループ等の使用申込日は、使用日の属する月の4ヶ月前のホール以外の一般使用受付開始日の翌日からとする。ただし、土・日・休日の場合はその翌日からとする。
- 特定目的室を特定目的以外で使用する場合の受付は、使用日の2週間前(当該日が受付日でない場合は、その前日)からとする。ただし、使用日に特定目的室以外で使用可能な部屋が無い場合は、一般使用受付開始日からとする。

別表第3 (第7条関係)

使用区分	受付開始日	受付日時	標準処理期間
一般使用	別表第2の一般利用受付開始日の翌日からとする。	(受付日) 全日 ただし、保守又は点検などにより停止する場合あり	利用者が電子申請を行ってから10日以内。 ただし、口座振替により使用料を納付する場合で、公民館が使用条件の問合せを行った場合は、その日から10日以内。
公民館定期使用グループ・公民館定期使用団体	使用日の属する月の3ヶ月前の一般使用受付開始日の翌日からとする。	(受付時間) 午前6時～翌午前1時	

別表第4 (第10条関係)

種	別	減額・免除
人権・福祉・ボランティア等の公共性の高い活動をしているグループ等が、本市住民を対象に当該活動を行う場合 (収益的事業を行う場合を除く。)		免除
上記以外の公共性の高い活動をしているグループ等が、本市住民を対象に当該活動を行う場合 (収益的事業を行う場合を除く。)		50%減額
地域団体・福祉関係団体・社会教育関係団体が本市住民を対象に活動を行う場合	(1) 役員会議等 (2) 年度中4回以内の催し物 (各団体の年間行事計画表等に明記されたものに限る。ただし収益的事業を除く。)	免除
	(1) 役員会議等以外の社会教育的活動 (2) 年度中4回を超える催し物 (各団体の年間行事計画表等に明記されたものに限る。ただし収益的事業を除く。)	50%減額
公用 (公職選挙法が有料とする場合を除く。)、公民館事業及び学校主催の集会活動 ※保育所、認定こども園、小規模保育施設・家庭的保育施設・事業所内保育施設及び認可外保育施設は学校に準ずる。		免除
その他特別の理由があると教育長が認める場合		減額又は免除